

令和7年5月
校長会資料

1	学校給食における異物混入等発生時の対応について	1
2	令和7年度 学力×ICTに係る取組について	23
3	水防法に基づく避難確保計画の作成について	24
4	1人1台端末等を活用したアンケートについて	31
5	鈴鹿市版「架け橋プログラム」について	32
6	音声教材「マルチメディアデイジー教科書」の提供について	33
7	不登校の未然防止は、“早寝早起き朝ごはん”の取組から	35
8	多文化共生教育の充実に向けた取組について	36
9	「危険箇所点検」の実施について	38
10	防災行政無線を活用した不審者対応について	39
11	令和7年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について	41
12	令和7年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について	43
13	「デジタル交通安全かるた」および「デジタル自転車かるた」について . . .	45
14	学校における働き方改革について	46
15	令和7年度 産業医の活用について	48

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

学校給食における
異物混入等防止のための対策方針

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

目 次

1	学校給食における危機管理について	
2	事故防止に向けた取組について	
3	今後の取組について	
－ 1	学校給食における各現場の予防策	
－ 2	異物混入に対する危機管理	
－ 3	異物等発見時の流れ	
－ 4	異物等発見時の連絡フロー	
－ 5	異物等を発見した場合の連絡先	
4	事故防止に向けた具体的な対策	
－ 1	調理場における器具管理	
5	給食における異物混入等事案発生時の報道機関への公表基準	
6	参考資料	

1 学校給食における危機管理について

学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で極めて重要な役割を担っています。このため、特に安全で安心な学校給食の提供が求められます。

給食を提供するに当たっては、おいしい給食であることはもちろんのこと「学校給食衛生管理基準」に従い、食品事故を起こさないための安全管理が極めて重要です。学校給食の衛生管理は義務教育諸学校の設置者(教育委員会等)、管理者である校長及び共同調理場長、学校給食衛生管理者である栄養教諭・学校栄養職員及び学校給食調理員のそれぞれの責任において実施されています。

(以上、文部科学省 学校給食調理従事者研修マニュアルから引用)

学校給食は多くの人に関わり、いくつもの作業工程を経て提供されるため、異物混入等の事故が発生するリスクも高まります。そのため学校給食については各作業に厳しい基準を求め、その作業手順をまとめたマニュアルが用意されており、学校給食に従事する者はこれらマニュアルに従って細心の注意を払い、安全で安心な給食の提供に努めています。

このような意識を持ちながら日々の給食業務に臨んでおりますが、残念ながら異物混入事案を完全に防ぐことは難しい状況です。

異物混入事案が発生した場合は迅速に状況を把握し、児童生徒の安全を確保するとともに、混入物の特定、混入経路の検証を行います。また、再発防止策を講じることにより、学校給食の安全性を向上させなければなりません。

給食に異物が混入することを未然に防ぐためには、決められた作業手順を遵守することが重要です。

本市においては「予防」に重点を置き、一連の事案を検証して事前の対策を講じ、学校給食がどの学校・園においても安全・安心のうえに実施できるよう、次の3点の取組を重点的に行っていきます。

(1) 重要管理点の確認

作業マニュアル等を遵守し、各作業を丁寧に行うことに加え、検収、調理及び配膳時における状況確認を各場面において複数回又は複数人で行うという基本的な事項を徹底することで、人為的なミスを限りなく減らすよう努めること。また、効果的と判断できる作業は随時、取り入れていくこと。

(2) 迅速な連絡及び情報共有の徹底

異物混入事案等が発生した場合、安全確保を含めた状況について正しい情報を迅速に収集し、その内容を各所へ報告すること。また、再発防止のため、発生事案に関する事実を情報として共有することで、個人の思い込みで判断することなく、客観的に状況判断し、対応できるようにすること。

(3) 器具管理の徹底

事前予防策を講じるため、調理器具の指定(色、物品)及び交換サイクルを調理場統一規格として設定すること。また、対象となる器具や交換サイクルについては、実際の使用状況に応じ、適切な見直しをかけながら今後も継続して取り組み、限りなく異物混入等の発生となる原因を作らないようにすること。

2 事故防止に向けた取組について

(1) 施設面について

「厨房機器及び施設内の点検の重要性を再認識する。」

従来から作業開始時と開始後の点検等は実施しているが、これまで以上に破損箇所、特に破損の恐れに注意して点検を行うこと。破損箇所を見つけた場合は、速やかに管理職に報告すること。また、必要に応じて管理職から教育総務課へ連絡すること。

(2) 原材料について

「検収の重要性を再認識する。」

混入物が発生しないよう、原料選別又は加工中の工程における安全性の向上を求めるため、原材料の納入規格に異物検査実施の項目を設け、提出された工程表の内容を確認すること。

また、食材に問題があった場合は、納入事業者(製造事業者)に対し発生原因や改善策を記載した報告書の提出を求めること、報告書のとおり是正措置が施されているかどうか必要に応じて実地調査を行うこと、また、原因の詳細や改善が確認できるまで当該食材の使用中止も選択肢とすることで、納入食品の安全性の向上に努めること。

(3) 調理面について

「思い込みをなくし、しっかりと確認する。」

原材料だけではなく、調味料等からの混入も想定し、「調味料等の網こし」を行うなど、基本的な作業を丁寧にする。

また、調理にかかわる職員全員で調理前から調理後の配缶配送に至るまで目視確認を徹底すること、一つ一つの手順を確認しながら作業を進めることで、早期発見に努めること。

(4) 学校現場について

「落ち着いた給食時間を確保する。」

配膳時の作業及び喫食中の児童生徒の見守りを担任ら教職員が行うことで、偶発的な混入事案発生の低減に努めること。

(5) 危機管理体制について

「再発防止への取組に関する情報を共有する。」

発生した混入事案について、各々が属する調理場においても発生するものと捉え、危機意識と再発防止策の共有に努めること。

また、給食関係者は、研修において危機管理に関する情報を習得するとともに、作業方法の理解を深め、混入事案発生の低減に努めること。

3 今後の取組について

学校給食がどの学校・園にあっても安全・安心に実施できるよう、次の内容の取組を重点的に行う。

これまでも調理現場で取り組んできた、「異物を持ち込まない」、「異物を発生させない」、「異物を混入させない」ことに加え、「混入したものを探知し事前に除去する」ことにも重点を置き、給食調理に臨むこと。具体的には、

- ① 食材の確実な検収及び管理
- ② 異物を出さない調理場内外の環境整備
- ③ 異物を出さないための設備及び機器の点検
- ④ 各マニュアルに示された手順の遵守

という基本的な事項を徹底することで、人為的なミスを限りなく減らすよう努める。

3-1 学校給食における各現場の予防策

【基本事項】

- 1 起こった事例を知ること。
- 2 危険を予測すること。
- 3 考えられる危険に対し、予防措置をとること。

それぞれ対策と
予防策を考える。

異物等の発生に繋がる作業の想定又は把握
異物等の発生時における迅速な確認及び連絡体制の確立(教委・学校・調理・納入事業者)
異物混入事案に係る情報提供及び共有(教委・学校・調理・納入事業者)

1 原材料に起因する場合

【異物への予防策】

- ・ 入手経路、選定方法、管理方法、選別工程等の記録の確認
- ・ 製造時における異物混入防止策(異物除去工程)を明記させる。

【再発防止策】

- ・ 報告書及び再発防止の改善案の提出を要求
- ・ 直近献立における同一品の使用見合わせ、又は、入手経路の変更を検討

2 調理(施設環境含む)に起因する場合

【異物への予防策】

- ・ 人的要因(不適切な衣装や装飾品、作業の理解度の差、設備機器の誤使用等)の排除
- ・ 作業工程及び設備機器に関する潜在的要因(誤った作業手順、使用資材の老朽化等)の排除
- ・ 施設要因(施設の不適切な使用、施設の老朽化に伴う不具合等)の排除

【再発防止策】

- ・ 情報の共有、作業手順の遵守及び定期的な研修の実施
- ・ マニュアルに沿った着衣、調理器具の使用前後の安全確認、清掃道具の適切な管理
- ・ 定期的な機器施設点検、保守作業の確実な実施

3 学校(教室)内に起因する場合

【異物への予防策】

- ・ 配膳中：配膳台は衛生的か、エプロン等は正しく身に着けているか等
- ・ 喫食中：衣服に付着物はないか、机の上が片付いているか等
- ・ 教室内：騒がしくないか、展示物を留める物が欠落していないか、教室内の清掃状況等

【再発防止策】

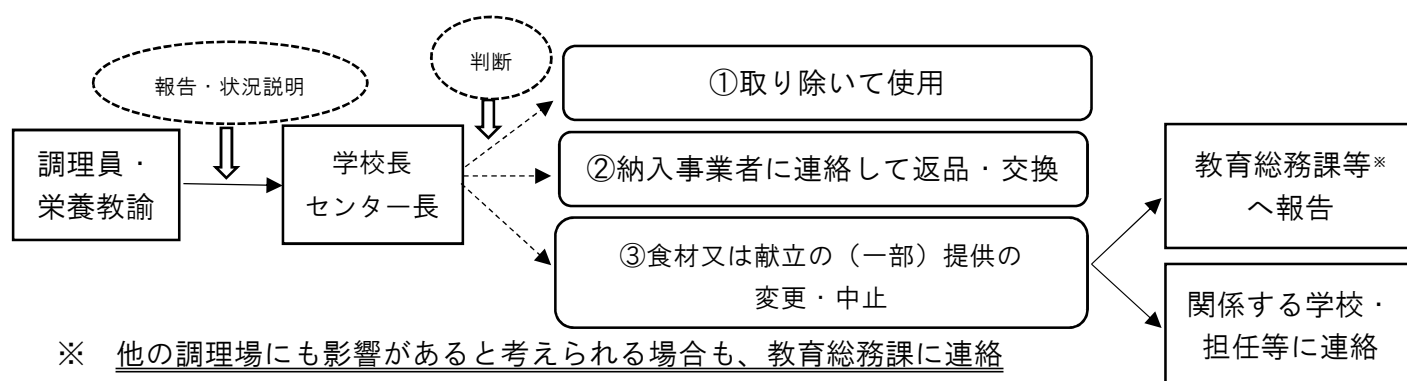
- ・ 正確に状況を把握し、情報を共有すること。
- ・ 外部からの混入を防ぐため、整理整頓の徹底、教室内使用備品の数量管理等を実施

3-2 異物混入に対する危機管理

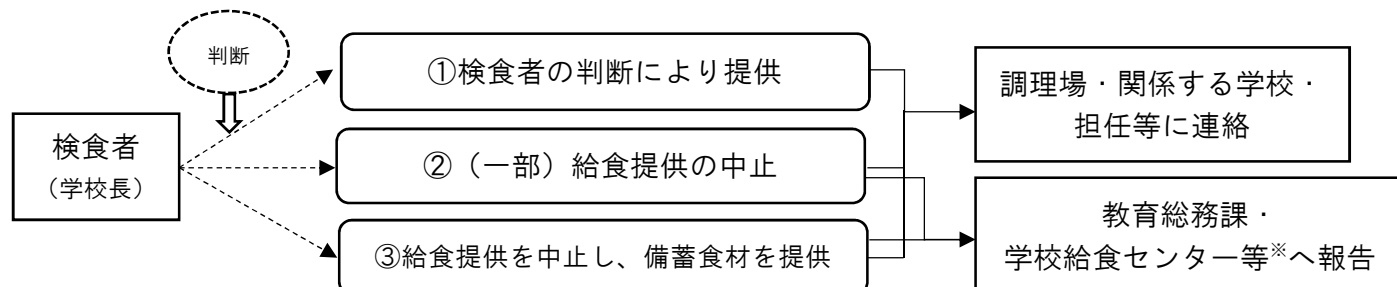
工程	留意点
検収	・ 配送状況（包材の衛生状態、配送温度帯等） ・ 包装に異常がないか ・ 鮮度は良いか、等
調理・配送	・ 使用前後の調理場内、調理器具類に異常はないか ・ 使用開始後、定期的に調理場内、調理器具類に異常はないか ・ 切裁後の野菜等原材料について、加熱調理前に異常はないか ・ 配缶後、配送中又は待機中（配膳室、教室前を含む）に異常はないか（保管場所の温度、不審者の出入り等）
検食	・ 異味・異臭がないか ・ 料理ごとに適切な温度帯を保っているか
配膳・喫食	・ 配膳に関わる人の健康、服装チェックを行ったか ・ 配膳台等が衛生的に保たれているか ・ 喫食環境が適切か（清掃状態、個人の机上が整理されているか等） ・ 落ち着いた環境であるか

3-3 異物等発見時の流れ

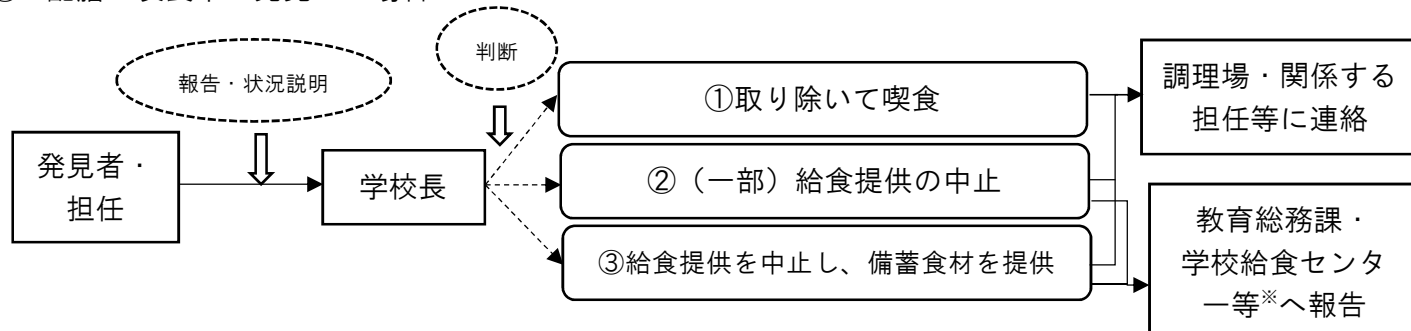
① 調理場（自校調理校・学校給食センター）内で発見した場合



② 検食時に発見した場合



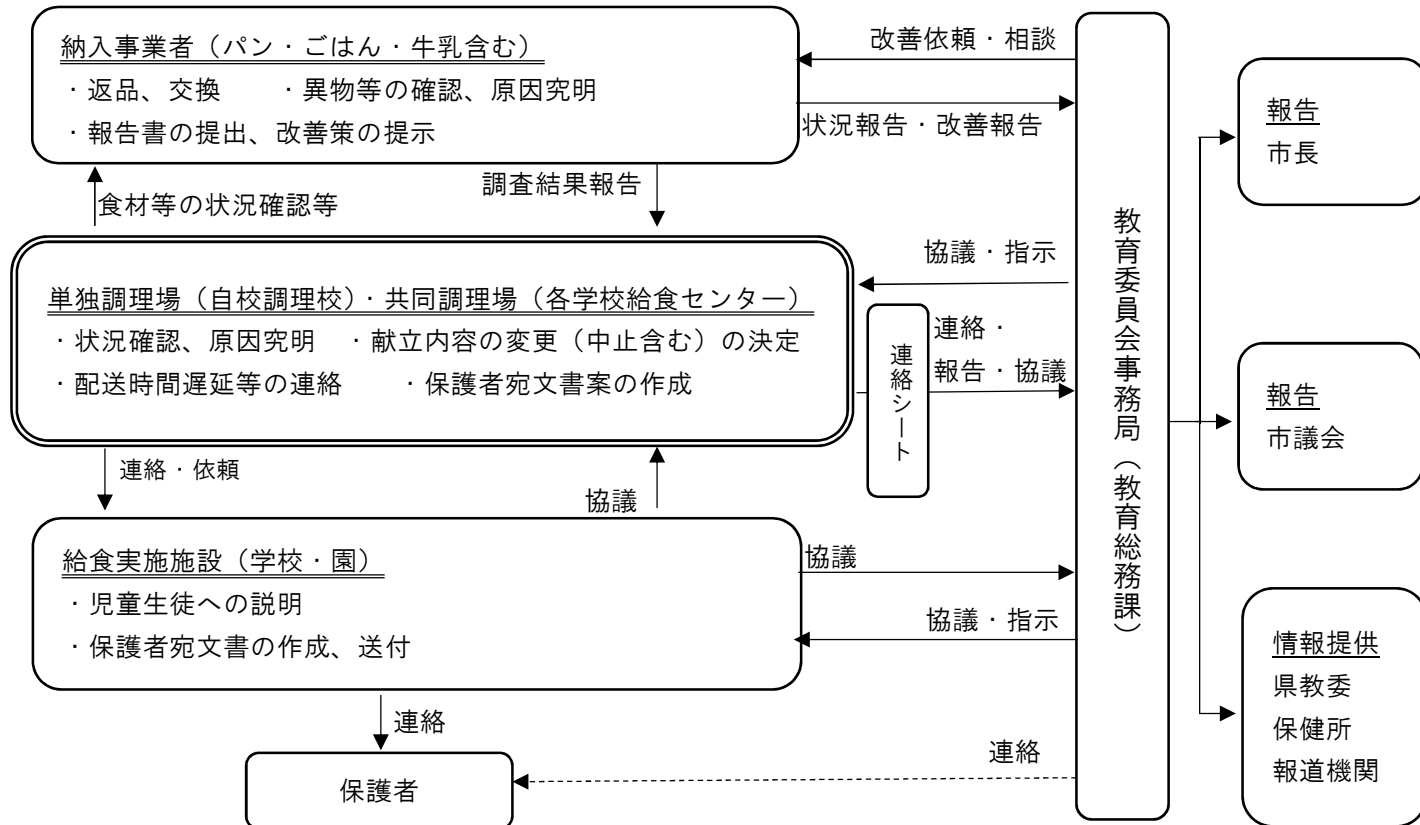
③ 配膳・喫食中に発見した場合



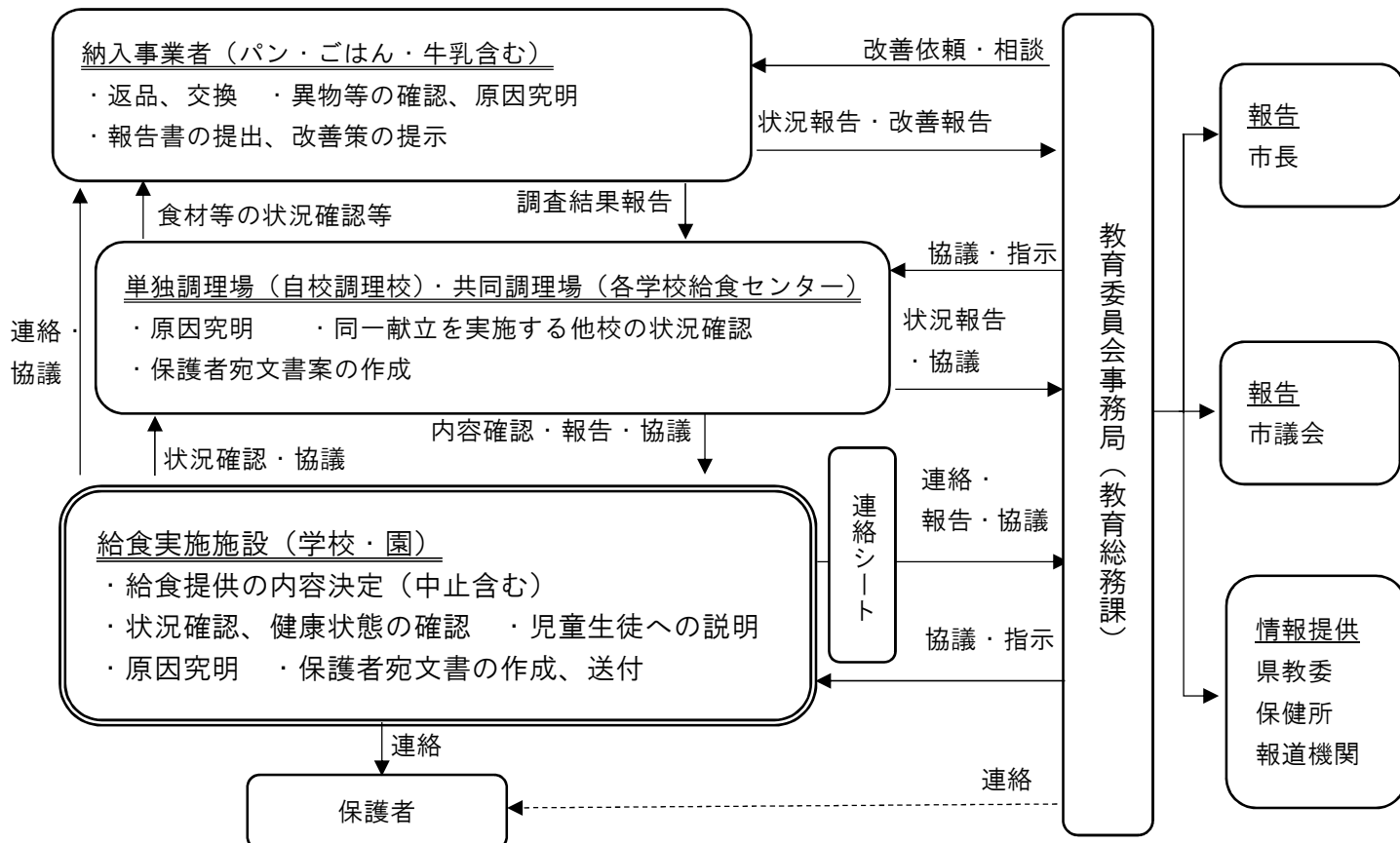
※詳細は次ページを確認

3-4 異物等発見時の連絡フロー

①各調理場内で調理・配缶中に異物等異変を発見した場合



②学校（園）で異物等異変を発見した場合



※明らかに教室等で混入したと考えられる場合は、各調理場・教育総務課への連絡は不要（給食提供を一部中止した、又は備蓄食材を使用した場合は連絡する）。

(宛先) 教育総務課

電話：059-382-1214 (給食 G 直通) /FAX：059-383-7878

(報告者) _____ 学校(園)長 _____ (代理) _____

《給食異物・異常等連絡シート》

異物はなるべく発見時の状態で
保持・写真撮影してください！

① 発見状況及び経過

- ・ _____ 年 _____ 月 _____ 日 () の _____ 時 _____ 分頃に
【調理員・配膳員・検食実施者・担任(年 組)・児童生徒(年 組)・その他()】
が【調理中・配送中・検食中・配膳中・喫食中・その他()】、異常に気付いた。
《献立名： _____》

《異常の内容・発見時の状況》

- ・ 対応内容

《対応内容》

② 安全確認

- ・ 異常が確認されたものを
☐ () 人が飲み込んだ ☐ () 人が口^{くち}に入れたが吐き出した ☐ 食べていない
- ・ 現在の状況
☐ 【検収作業・調理作業・運搬作業・配膳作業・喫食(全校・当該クラス)】を一時中断。その後【安全確認して再開・当該献立のみ中止・給食全体を中止】
☐ 【調理作業・配送・喫食】を一時中断後、安全を確認し再開
☐ 喫食終了(_____ 時 _____ 分ごろ終了)
- ・ 健康被害
☐ あり(腹痛・発熱・嘔吐・口腔内のケガ・その他： _____)
→ () 名に健康被害あり→【救急車の要請 ☐ あり(_____ 時 _____ 分要請) ☐ なし】
☐ なし
- ・ 原因の確認
☐ 現物の確保(保管場所：職員室・調理室・ _____)
☐ 写真撮影(発見時の状態のもの・異物等の近影・大きさ等全体が分かるもの)

③ 対象物(異物等)の内容

- ・ 異物が発見された物 ☐ 原材料(食材： _____) ☐ 給食(献立名： _____)
- ・ 大きさ (横 _____ mm×縦 _____ mm×高さ _____ mm・直径 _____ mm・厚み _____ mm・長さ _____ mm)
- ・ 数量 (_____ 個・本・枚)
- ・ 拡散性があるか ☐ あり ☐ なし ☐ 不明 / 他から同様の申し出 ☐ あり ☐ なし
- ・ その他特徴(色、におい、弾性、物質の状態、磁性の有無、類似するもの、推測できるもの等)

給食異物・異常等連絡シート提出時における画像の撮り方

異物を発見した際、その物が何かを現場で判断できず、学校給食センターや教育総務課等と協議する場合、実際の画像とともに検証することで早い段階でその後の対応を判断できることがある。又、関係機関に情報共有する場合も的確な情報の提供が求められる。

適切な対応のためにわかりやすい画像を速やかに提供することが重要である。

(わかりやすい画像の一例)

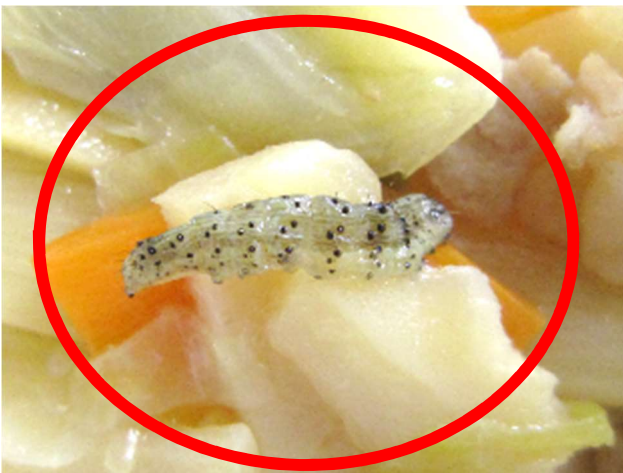
- ① どのような状況で発見されたか分かること（容器及び料理を含む全体像）。



どうやって入っていたのか

料理の上？ 料理の下？ 料理の中？
※配膳、調理、原材料の判断に有効

- ② ①を拡大し、詳細が分かること（発見された状況の拡大像）。



どんな物なのか

形がはっきりと分かる？
※固形物(人工物、虫等)、色の情報

- ③ 対象物の大きさが分かるもの（対象物を取り出し、定規と一緒に撮影）。



どれくらいの大きさなのか

形がはっきりと分かる？
※詳細であればあるほど、判断に有効

3-5 異物等を発見した場合の連絡先（例）

		納入事業者名	電話番号 / FAX 番号 メールアドレス
返品・交換・数量確認等	パン・ごはん	大とらライスセンター	059-373-7302 / 059-373-7307
		大とら製菓	059-385-0383 / 059-385-5229
		いろはパン	059-386-0168 / 059-386-0525
		KOEI FOODS	059-347-9600 / 059-347-9603
	牛乳	大内山酪農農業協同組合	0598-72-2223 / 0598-72-2663
	野菜		
	精肉		
	鶏卵		
	豆腐		
	こんにゃく	椿こんにゃく	059-371-1059 / 059-371-0827
	麺（うどん・中華麺）	玉屋製麺所	059-382-1712 / 059-382-4330
	調味料		
	乾物・冷食	きゅうざい	059-347-8500 / 059-347-1072
		中部食糧	059-365-3261 / 059-363-0595
		三水フーズ	059-346-0011 / 059-346-8255
		三重県学校給食会	059-225-0949 / 059-225-3302
連絡・報告等	主に自校調理校の給食・食材に関すること	教育総務課	059-382-1214 / 059-383-7878 kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp
	小学校センター配送校の副食に関すること	学校給食センター	059-382-3273 / 059-379-2501 kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp
	中学校給食の副食に関すること	第二学校給食センター	059-388-0330 / 059-388-0332 kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp

4 事故防止に向けた具体的な対策

① 民間機関による異物対策研修会の実施(H25 年度から実施)

民間の専門機関から講師を迎え、外部指導による調理員等に対する給食従事者の異物対策等の研修を定期的に行うことで、判断や対応に役立てる知識の習得に努める。

② 民間機関による施設調査の実施(H26 年度から実施)

三重県鈴鹿保健所が実施している調理場の衛生管理監視指導に加え、民間機関による衛生検査を実施し、その内容を研修で現場にフィードバックすることで、施設運用における注意点の理解を深める。

③ 食材選定の厳格化(H25 年度から実施)

食材の選定過程で、製造段階における異物除去工程（色彩選別、風力選別、金属選別、目視選別等）を確認し、選定結果に反映する。

④ 異物混入発生時における対応として代替食を用意

給食を中止した場合（献立の一部中止）などの不測の事態において、調理不要の食品（常温で提供できるレトルトカレー、個包装のふりかけ）を代替食として常備する。

⑤ 混入物の情報提供

学校給食において、配膳された給食に異物が混入した場合など、従来の園児・児童・生徒・保護者への説明・報告だけでなく、異物混入時の公表基準により報道機関へも情報提供を行う（ただし、発生原因が調理後の配膳中に起こったと推定できるものを除く。）。

4-1 調理場における器具管理

日々使用する消耗品等の購入については、調理場の作業エリアごとに、基本品目（メーカー、規格、色等）の主要な物の一部を指定し、共通化することにより各調理場間の使用資材の差異をなくすと共に、異物混入事案発生時の原因及び混入経路の特定に役立てる。また、交換についても調理場ごとの判断ではなく、標準交換時期を設定することで、混入リスクの低減に努める。

なお、対象物や規格、交換時期については、必要に応じて見直しをしていく。

令和4年度実施対象

品目名	規格		交換頻度
食品用ラップ	青色	日立ラップ ／ブルータイプ ※ 30×100m、45×50m	使い捨て
スポンジ (ネット)	作業別に色指定	キクロン(株) ／キクロンプロ タフネット 薄型 ※ 赤(N-300)、緑(N-301)、 黄(N-302)、青(N-303)	3週間
スポンジ	作業別に色指定	キクロン(株) ／キクロンプロ 研磨粒子入り スポンジたわし ※ ピンク(A-530)、イエロー(A-532)	3週間
スポンジ	指定	(株)レック ／メラミンスポンジ ※ 激落ちダブルパパ	使い捨て
タワシ	下処理、調理室で色指定	ヴァイカン ／ハンドブラシ ※ 青、赤	学期ごと
タワシ	指定	住友3M ／ハイパッド ※ 鍋釜用	1か月
不織布	指定	ディパーシー(株) ／吸水Jワイパー	1か月
爪ブラシ	設置場所で色を決める	アルボース ／ハンドブラシ ※ ピンク、グリーン、白	毛先が開いてきたら交換
絆創膏	青色 ※作業前に交換	阿蘇製薬(株) ／ブルーバンデージ ※ Mサイズ(19mm×72mm)	使い捨て

5 給食における異物混入等事案発生時の報道機関への公表について

1 公表を要する事案の考え方

報道機関に情報提供する事案は、教育委員会内で協議し決定する。

【基本的な公表基準】

- (1) 提供された給食に危険異物（金属片、ガラス片等健康被害をもたらす恐れが多い異物）の混入が確認された場合
 - (2) 異物を口にし、健康被害が発生した場合
 - (3) その他 教育委員会内で協議の結果、公表が必要と判断される場合
- ※ 調理・配送後の配膳活動又は喫食中に混入したと考えられる場合を除く

2 公表の内容

公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 発見日時及び場所
- (2) 発見された状況
- (3) 調理した場所
- (4) 献立内容
- (5) 異物等の概要
- (6) 健康被害の有無
- (7) その他

6 参考資料

- ① 異物の種類について
- ② 鈴鹿市内でこれまでに起きた混入事例
- ③ 異物混入・異味異臭等における対応・措置
- ④ 異物混入・異味異臭における対応・措置(牛乳・ご飯・パンなど)

【資料①】異物の種類について

「異物の危害を判断する基準は？」

食べると危険な異物なのか、単に不快に感じる異物なのか判断が必要（健康被害につながる可能性を含む）。

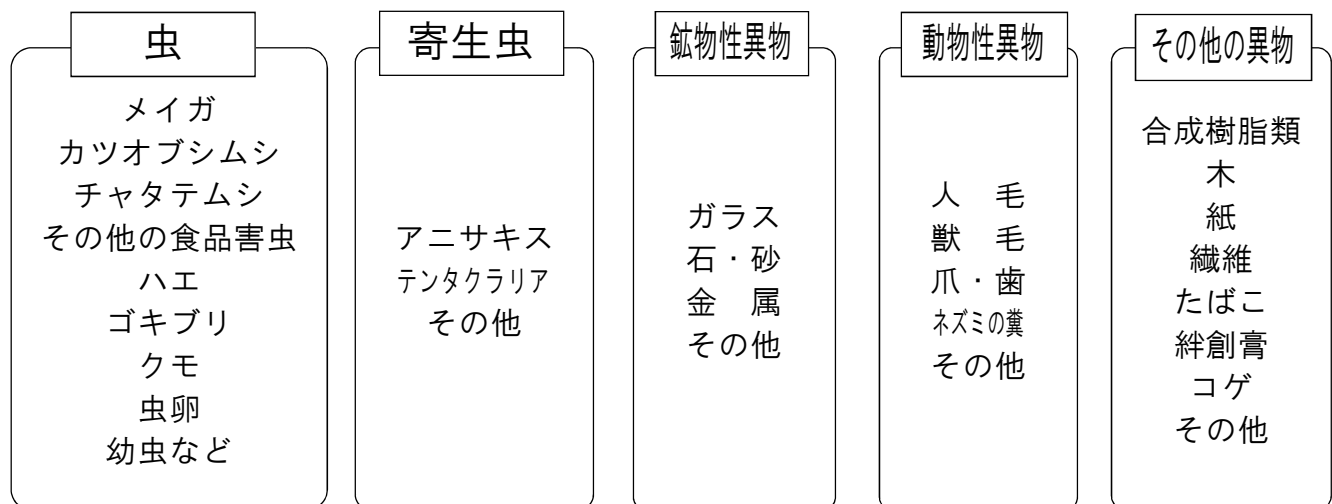
（参考）

※ 硬いものや形状が鋭利なものなど、口の中に入れることにより、「歯が欠ける、口の中を切る、（飲み込んだ場合は）食道や胃を傷つける恐れのあるもの。」かどうか。

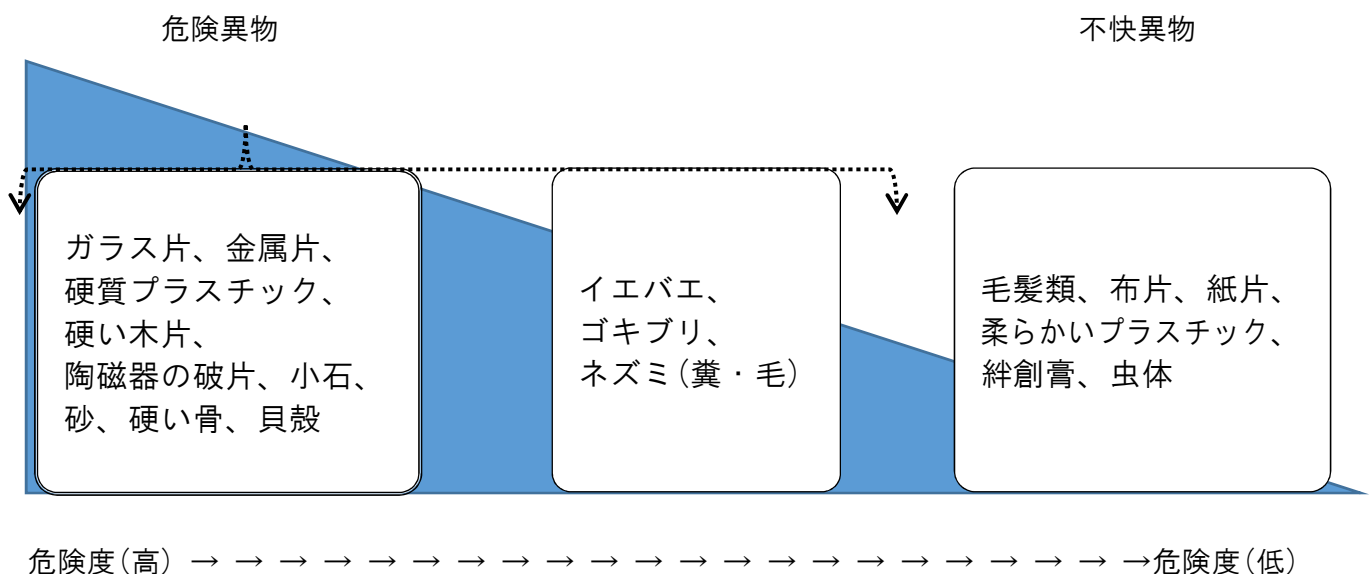
※ 調理物に混ざっていることで、「混入した物から漏出する成分に危険性があるもの。」かどうか。

※ 「「混入した物」が拡散する可能性のあるもの。」かどうか。

【代表的な異物】



【リスク比較】



「異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や取扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物をいう。但し、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。」【厚生労働省監修の食品衛生検査指針第9章】

【資料②】 鈴鹿市内でこれまでに起きた混入事例

1 結束バンド



2 ホキの包装材が熱変性した物



3-1 金属ボルト



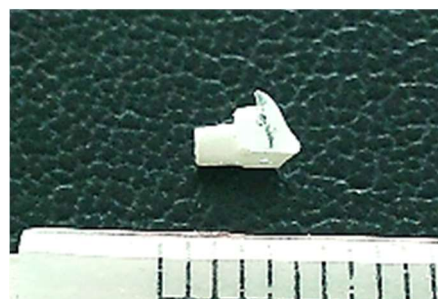
3-2 金属ボルト



4 金属の輪



5 プラスチック片



6-1 メンチカツから繊維状の物



6-2 メンチカツから繊維状の物



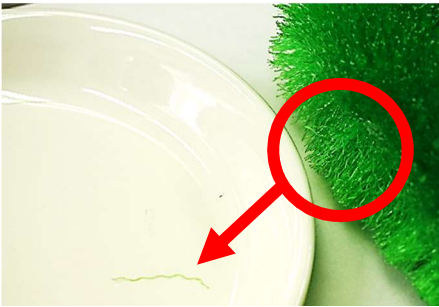
7-1 豆腐の包装材①



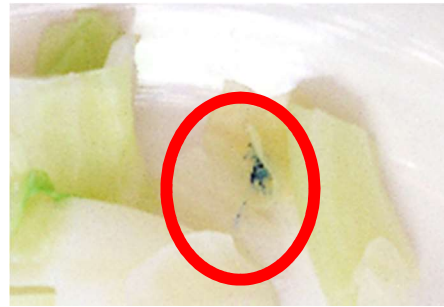
7-2 豆腐の包装材②



8 ナイロンたわしの毛



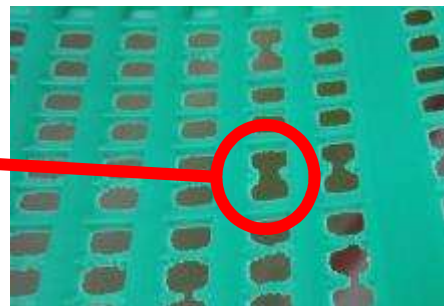
9 キクロンの繊維



10-1 プラスチックざるの断片



10-2 プラスチックざる(拡大)



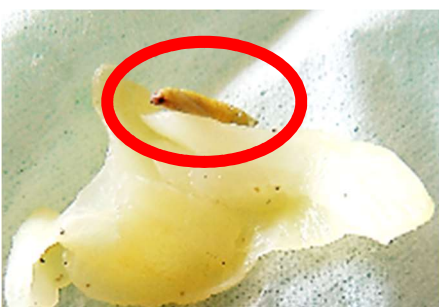
11 かしわ餅に虫



12 梅干に虫



13 キャベツに幼虫



14 野菜炒めに青虫



【資料③】異物混入・異味異臭等における対応・措置（重大事案の例）

	No.	内 容	備 考
発生時の対応	1	【児童生徒等】 給食内の異物等を発見した場合、教職員に報告する。 【調理員等】 給食材料に異物の混入を発見した場合、校長(学校給食センター所長)に報告する。	異味異臭も同様
	2	【教職員】 児童生徒等の健康被害の有無を確認。発見した給食（異物混入等のあった器または食缶など）を一時中止する。周囲にいる教職員に校(園)長への連絡を依頼する。現物及びその容器を確保する。	
	3	【校(園)長・学校給食センター所長】 当該児童生徒等と教職員（調理員等）から状況を聴取し、中止するか否かの判断を適切に行う(校内放送等で中止指示を行う)。調理室へ連絡、状況説明・指示を行い、原因究明にあたる。校(園)長、学校給食センター所長の判断により、教育委員会に一報を入れる。	中止の場合、早急に対象者(範囲)の判断を行う。場合によっては、該当食品以外の給食の喫食の有無も検討する。学校給食センターの場合、受配校(園)へ異物混入の疑いがあることを情報提供する。
	4	【校(園)長】 教職員を招集し、状況説明・指示をする(複数の教職員で対応)。異物混入のあった学級以外でも、残ったものに異常又は健康危害がないか各担任に確認させる。	単独調理場で幼稚園に配送している場合は学校長から幼稚園にも同様に確認する。 センター校の場合は学校給食センターに連絡し、所長から各配送校(園)に確認する。
	5	【校(園)長】 教職員の役割分担を明確に指示し、児童生徒等の健康状態の把握、記録簿等の収集に努める。 当該児童生徒等に対して、説明を行う。必要であれば、学級、全校(園)に対して説明を行う。 教育委員会から今後の対応(保護者対応、再発防止策等)について、指導・助言を得る。	児童生徒等への説明をどの範囲までするか判断する。また、教育委員会と連絡調整をとり、今後の対応を相談する。
	6	【教育委員会】 現物を確認し、校(園)長又は学校給食センターと連携・調整し、対応について指示を行う。	
	7	【校(園)長】 保護者に対して、校(園)長又は教育委員会の双方で早急に通知文書(異物混入があったこと及び学校の対応策について)等を作成して通知し、理解と協力を求める。	
	8	【教育委員会】 鈴鹿保健所及び三重県教育委員会に報告する。公表基準に従い、報道機関への情報提供を行う。報道機関への対応は混乱を避けるため、窓口を一本化する。	鈴鹿保健所からの調査・検査・指導に従う。
発生後の対応	9	【学校・園、学校給食センター】 校(園)長、教頭、学校給食センター所長、栄養教諭、調理員等で、今後の予防策を検討し、事後措置の報告書を教育委員会に提出する。校(園)長又は学校給食センター所長は、栄養教諭及び調理員に再発防止に向けて指導する。 児童生徒等に対し、心のケアを行う。 〈再発防止対策〉 ①納品時の検収の徹底 ②事故が発生した場合に備え、役割分担、連絡体制を定め、全職員が理解し確実な対応ができるようにする。	

【資料④】異物混入・異味異臭における対応・措置(牛乳・ご飯・パンなど)(重大事案の例)

	No.	内 容	備 考
発生時の対応	1	【検収者】 検収時(品質、鮮度、包装、異物、温度等確認)に問題があった場合には事業者連絡し、現物確保等する。校長又は学校給食センター所長に連絡する。	
	2	【児童生徒等】 発見した場合、教職員に報告する。	異味異臭も同様
	3	【教職員】 児童生徒等の健康被害の有無を確認し、発見した学級の給食を一時中止し、同じ学級の他の児童生徒等の状況確認を行う。周囲にいる教職員に校(園)長への連絡を依頼する。現物及びその容器を確保する。	
	4	【校(園)長】 当該児童生徒等及び教職員から検収・保管状況、学級までの配送状況、発見状況等を聴取し、中止するか否かの判断を適切に行う(校内放送等で中止指示を行う)。状況によっては、全校(園)の状況把握を行う。納入事業者へ連絡し、現物を確認するよう指示し、製造・配送状況を聴取して原因究明にあたる。校(園)長の判断により、教育委員会に一報を入れる。	中止の場合、早急に対象者(学級のみ等)の判断を行う。 状況により、教育委員会から同事業者受配校へ異物混入の疑いがあることを連絡する。
	5	【校(園)長】 教職員を招集し、状況説明し指示をする(複数の教職員で対応)。異物混入のあった学級以外でも、残った物に異常又は健康危害がないか各担任に確認させる。	受配校(園)についても同様に確認する。
	6	【校(園)長】 教職員、児童生徒等、納入事業者から情報を得て、原因究明に当たる。 教職員の役割分担を明確に指示し、児童生徒等の健康状態の把握、記録簿等の収集に努める。 当該児童生徒等に対して、説明を行う。必要であれば、学級、全校(園)に対して説明を行う。 教育委員会からの今後の対応(保護者対応、再発防止策等)について、指導・助言を得る。 原因として、一過性でない場合、翌日以降の給食の献立変更、中止等の対応策を検討する。	児童生徒等への説明をどの範囲までか判断する。 教育委員会と調整をとり、今後の対応を相談する。
	7	【教育委員会】 現物を確認し、校(園)長と連携し、対応を協議する。納入事業者から状況を聴取し、状況によっては製造工場へ出向き、状況確認を行う。	
	8	【校(園)長】 保護者に対して、校(園)長又は教育委員会の双方で早急に通知文書(異物混入があったこと及び学校の対応策について)等を作成して通知し、理解と協力を求める。	
	9	【教育委員会】 鈴鹿保健所及び三重県教育委員会に、報告する。公表基準に従い、報道機関への情報提供を行う。報道機関への対応は混乱を避けるため、窓口を一本化する。	鈴鹿保健所からの調査・検査・指導に従う。
発生後の対応	10	【校(園)長】【教育委員会】 校(園)長、教頭、給食担当者、教育委員会等で、今後の予防策を検討する。教育委員会は、納入事業者にも事故報告書(改善策等について)の提出を求める。児童生徒等に対しては心のケアを行う。納入事業者の安全体制が整った時点で、納品を再開させる。 〈再発防止対策〉 ①納品時の検収の徹底 ②事故が発生した場合に備え、役割分担、連絡体制を定め、全職員が理解し確実な対応ができるようにする。	納入事業者にも再発防止策を指示し、事後報告書(状況・対策案)を提出させる。 パン・ごはんについては、三重県学校給食会、牛乳については三重県教育委員会と連携調整を行う。

	No.	内 容	備 考
発生後の対応	11	【教育委員会】 教育委員会は、製造工場へ衛生・安全調査に出向く。 (パン・ごはんの場合は、三重県学校給食会へ依頼)	鈴鹿保健所の調査・指導に従う。

学校給食における
異物混入等防止のための対策方針

平成 26 年 2 月作成
令和 4 年 6 月改訂
鈴鹿市教育委員会事務局
教育総務課

令和7年度

全国学力・学習状況調査

各調査問題

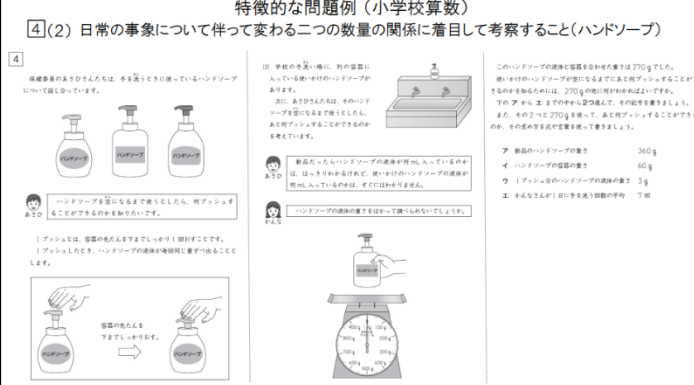
出題の趣旨

参考資料 文部科学省作成

「令和7年度教科に関する調査について」より



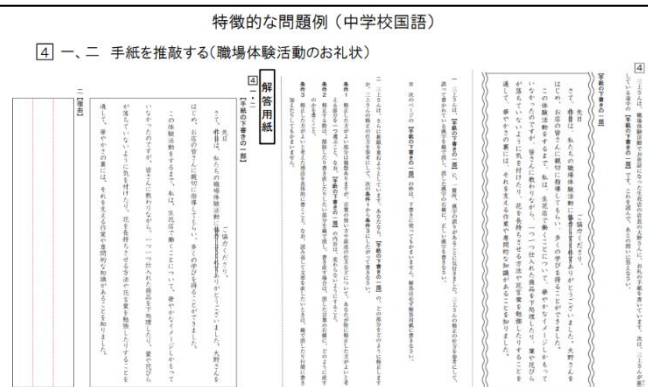
目的に応じて、文章と図表などを結び付ける
などして必要な情報を見付けることが
できるかどうかをみる



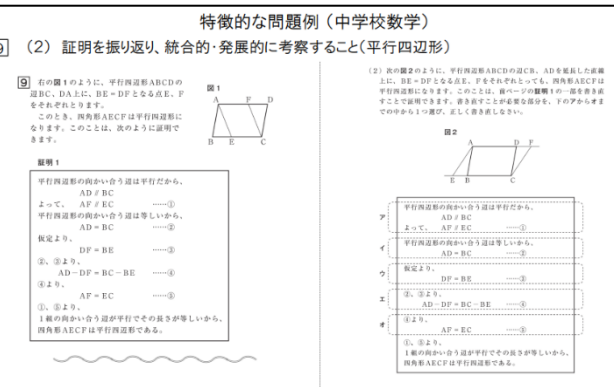
伴って変わる二つの数量の関係に着目し、問題
を解決するために数量を見だし、知りたい
数量の大きさの求め方を式や言葉を用いて
記述できるかどうかをみる



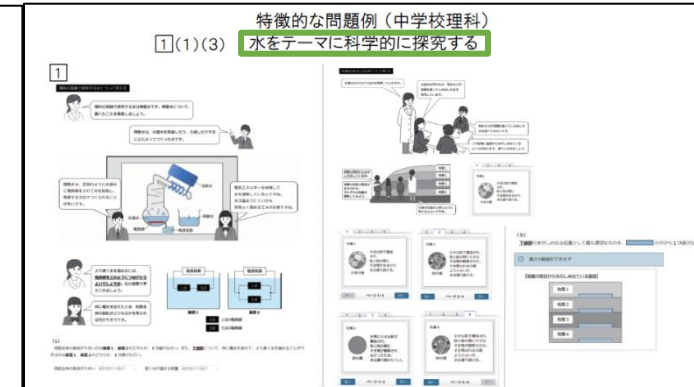
電気の回路のつくり方について、実験の方法を
発想し、表現することができかどうかをみる



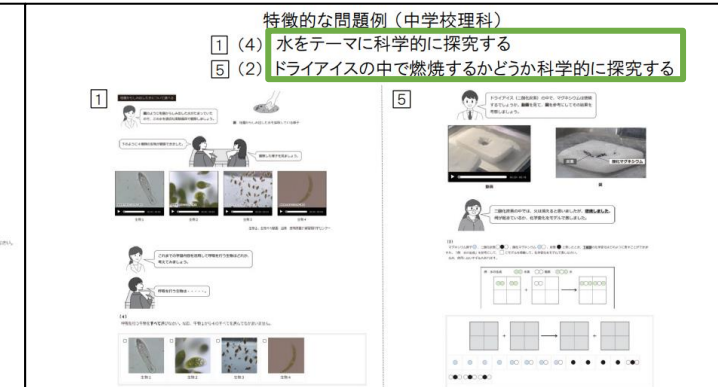
読み手の立場に立って、表記を確かめて、文章を
整えることができるかどうかをみる
読み手の立場に立って、語句の用法、叙述の仕方
などを確かめて、文章を整えることができるか
どうかをみる



統合的・発展的に考え、条件を変えた場合にっ
いて、証明を評価・改善することができるか
どうかをみる



電熱線で水を温める学習場面において、回路の電流・電圧と
抵抗や熱量に関する知識及び技能が身に付いているかどうか
をみる 露頭のどの位置から水が染み出るかを観察する場面
において、小学校で学習した知識を基に、地層に関する知識
及び技能を関連付けて、地層を構成する粒の大きさとすき間
の大きさに着目して分析して解釈できるかどうかをみる



水の中の生物を観察する場面において、呼吸を行う生物につい
て問うことで、生命を維持する働きに関する知識が概念として
身に付いているかどうかをみる
化学変化に関する知識及び技能を活用して、実験の結果を分析
して解釈し、化学変化を原子や分子のモデルで表すことがで
きるかどうかをみる

5年生までに（1、2年生のときに）
受けた授業で、PC・タブレットなどの
ICT機器を、どの程度使用しましたか

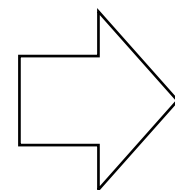
あなたは自分がPC・タブレットなどの
ICT機器を使って情報を整理する（図、
表、グラフ、思考ツールなどを使って
まとめる）ことができると思いますか

あなたは自分がPC・タブレットなどの
ICT機器を使って学校のプレゼン
テーション（発表スライド）を作成する
ことができると思いますか

授業で学んだことを、次の学習や
実生活に結び付けて考えたり、
生かしたりすることができると思う

小 理科の授業で、観察や実験の
結果から、どのようなことが
分かったのかを考えている

中 理科の授業では、自分の予想
（仮説）をもとに観察や実験の計画
を立てている



情報活用能力 深い学び 探究

(宛先) 関係幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

水防法に基づく避難確保計画の作成について(依頼)

水防法及び土砂災害防止法の改正により、河川及び高潮の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に所在する学校等の要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成が義務付けられました。

つきましては、下記のとおり避難確保計画の作成をお願いします。

記

- 1 提出物 避難確保計画作成(変更)報告書
避難確保計画
- 2 提出部数 各1部
- 3 提出期限 令和7年7月31日(木)
- 4 提出先 鈴鹿市 教育委員会事務局 教育指導課(部署メール)
鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課(部署メール)

5 送付文書

- (1) 避難確保計画作成(変更)報告書及び記入例
- (2) 【様式】学校避難確保計画
- (3) 【記載例】学校避難確保計画
- (4) 社会福祉等施設及びハザード一覧(一部抜粋)
- (5) 避難確保計画の作成・活用の手引き
- (6) 様式別参考資料
- (7) 避難訓練実施報告書

6 その他

- (1) 避難確保計画の作成に当たっては、送付文書(5)、(6)又は国土交通省のウェブサイト「自衛水防(企業防災)について(要配慮者利用施設の浸水対策)」に掲載されている記載例や事例集等を御活用ください。
- (2) 避難確保計画の記載内容に関する問合せは、防災危機管理課(059-382-9968)まで御連絡ください。

裏面へ

- (3) 避難確保計画に基づく防災訓練の実施及び報告も義務付けられております。なお、安全的行事実施届を提出する際に、当該訓練が避難確保計画に基づく内容であることを届出書に記載又は、その旨を記載した別添資料を添付して教育指導課へ提出してください。
- (4) 実施後は、送付文書（7）避難訓練実施報告書を防災危機管理課へ提出してください。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 南部 美帆

TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

1 計画の目的

関連法:

2 施設の概要

利用形態	通所	入所
	○	

※利用形態を記載

※入所には、長期・短期がわかるように記載

建物の階数	階

※建物の階数を記載

施設の人数

	平日						休日					
	幼児・児童・生徒			施設職員			幼児・児童・生徒			施設職員		
昼間	約		名	約		名	約		名	約		名
夜間	約		名	約		名	約		名	約		名

※幼児・児童・生徒数は最大の幼児・児童・生徒数を記載(おおよその幼児・児童・生徒数でもよい)

※昼間は通学部門の人数を記載

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害(洪水、雨水出水、高潮、津波)

洪水浸水想定区域 (洪水)	☐ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深 浸水継続時間 家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無 ☐ 該当 ☐ 該当なし	
雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	☒ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深 浸水継続時間	
高潮浸水想定区域 (高潮)	☐ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深 浸水継続時間	
津波災害警戒区域 (津波)	☒ 該当なし	☐ 該当 基準水位 最大浸水深 津波到達時間	

様式別参考資料に
ウェブサイトを掲載

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☐ 該当(以下の該当する分類に☑) ☐ がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) ☐ 土石流 ☐ 地すべり(地滑り)
------------------------	-------------------------------	--

● 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

様式 4

洪水	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		
屋内安全確保		m					

雨水出水	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		
屋内安全確保		m					

高潮	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		
屋内安全確保		m					

津波	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		

土砂災害	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		

他校を指定する場合は、防災危機管理課と要相談

社会福祉等施設及びハザード一覧

事業の種類	施設名	所在地	TEL	FAX	メールアドレス	鈴 鹿 川	中 ノ 川	堀 切 川	金 沢 川	安 楽 川	芥 川	八 島 川	棕 川	浪 瀬 川	田 中 川	寺 川	禰 田 川・亀 瀬 川	蒲 川・椎 山 川	鍋 川・御 幣 川	源 明 川	高 潮	津 波	土 砂
幼稚園	国府幼稚園	国府町3519番地の1	378-4523	378-4523	ko-k@city.suzuka.lg.jp																		
	飯野幼稚園	三日市南二丁目1番7号	382-3698	382-3698	iino-k@city.suzuka.lg.jp																		
	玉垣幼稚園	北玉垣町734番地	382-3663	382-3663	tamagaki-k@city.suzuka.lg.jp																		
	神戸幼稚園	神戸七丁目4番12号	382-3275	382-3275	kambe-k@city.suzuka.lg.jp	×																	
	旭が丘幼稚園	東旭が丘五丁目3番33号	387-5326	387-5326	asahigaoka-k@city.suzuka.lg.jp																		
小学校	国府小学校	国府町2373番地の1	378-0538	378-0537	ko-e@city.suzuka.lg.jp																		
	庄野小学校	庄野東二丁目5番35号	378-0048	378-4775	shono-e@city.suzuka.lg.jp	×																	
	加佐登小学校	高塚町1069番地	378-0063	378-0006	kasado-e@city.suzuka.lg.jp																		×
	牧田小学校	岡田一丁目29番1号	378-0516	378-9530	makita-e@city.suzuka.lg.jp																		
	石薬師小学校	石薬師町1713番地	374-1028	374-1057	ishiyakushi-e@city.suzuka.lg.jp																		
	白子小学校	白子一丁目12番12号	386-0039	387-3777	shiroko-e@city.suzuka.lg.jp		×														×	×	
	愛宕小学校	東江島町23番15号	386-0334	386-0671	atago-e@city.suzuka.lg.jp																×	×	
	稲生小学校	稲生三丁目10番1号	386-0307	386-0044	ino-e@city.suzuka.lg.jp																		
	飯野小学校	三日市南二丁目1番7号	382-1020	382-1754	iino-e@city.suzuka.lg.jp																		
	河曲小学校	十宮町719番地の2	382-0268	382-7851	kawano-e@city.suzuka.lg.jp	×																	
	一ノ宮小学校	一ノ宮町557番地	382-0311	382-3107	ichinomiya-e@city.suzuka.lg.jp	×																	
	長太小学校	長太旭町五丁目4番5号	385-0315	385-0382	nago-e@city.suzuka.lg.jp	×															×	×	
	箕田小学校	南堀江一丁目1番1号	385-0506	385-0815	mida-e@city.suzuka.lg.jp																×		
	若松小学校	若松中一丁目4番1号	385-0072	385-4346	wakamatsu-e@city.suzuka.lg.jp				×												×		
	玉垣小学校	北玉垣町947番地	382-0269	383-2191	tamagaki-e@city.suzuka.lg.jp																		
	神戸小学校	神戸二丁目12番10号	382-0242	382-1078	kambe-e@city.suzuka.lg.jp	×																	
	合川小学校	三宅町3694番地の2	372-0014	372-2889	aikawa-e@city.suzuka.lg.jp																		×
	天名小学校	御園町2500番地	372-0013	372-2898	amana-e@city.suzuka.lg.jp																		
	栄小学校	五祝町1845番地の2	386-0462	386-0810	sakae-e@city.suzuka.lg.jp		×														×	×	
	鈴西小学校	深溝町3172番地の1	374-0014	374-0315	reisei-e@city.suzuka.lg.jp																		
	椿小学校	山本町750番地	371-1014	371-2941	tsubaki-e@city.suzuka.lg.jp																		
	旭が丘小学校	東旭が丘五丁目3番18号	386-0012	387-0895	asahigaoka-e@city.suzuka.lg.jp																		
	深伊沢小学校	伊船町1693番地	371-0015	371-2994	fukaizawa-e@city.suzuka.lg.jp																		
	庄内小学校	東庄内町2458番地の1	371-0044	371-3060	shonai-e@city.suzuka.lg.jp																		
	井田川小学校	和泉町814番地	378-8972	378-8886	idagawa-e@city.suzuka.lg.jp	×				×													
	鼓ヶ浦小学校	寺家一丁目41番1号	386-3355	386-3504	tsuzumigaura-e@city.suzuka.lg.jp		×	×													×	×	
	桜島小学校	桜島町四丁目12番地	382-5666	382-5528	sakurajima-e@city.suzuka.lg.jp																		
	明生小学校	大池二丁目13番1号	378-4320	378-1758	meisei-e@city.suzuka.lg.jp																		
	清和小学校	算所五丁目21番12号	378-7731	378-7719	seiwa-e@city.suzuka.lg.jp																		
	郡山小学校	郡山町710番地の6	372-2251	372-2253	koriyama-e@city.suzuka.lg.jp																		
中学校	平田野中学校	国府町9105番地の1	378-0126	378-4895	hiratano-j@city.suzuka.lg.jp																		
	白鳥中学校	加佐登三丁目1番1号	378-0046	378-0498	shiratori-j@city.suzuka.lg.jp																		×
	神戸中学校	十宮町1335番地	382-0305	382-3757	kambe-j@city.suzuka.lg.jp	×																	
	大木中学校	北堀江二丁目15番1号	385-0316	385-0786	oki-j@city.suzuka.lg.jp	×															×	×	
	千代崎中学校	東玉垣町2863番地	382-0125	382-1915	chiyozaki-j@city.suzuka.lg.jp																		
	白子中学校	中旭が丘四丁目5番62号	386-0336	388-0340	shiroko-j@city.suzuka.lg.jp																		
	天栄中学校	秋永町1839番地	386-0444	386-0445	tenei-j@city.suzuka.lg.jp																		×
	鈴峰中学校	長澤町1867番地の1	371-0023	371-0047	reiho-j@city.suzuka.lg.jp													×					
	鼓ヶ浦中学校	寺家四丁目11番1号	386-5852	386-4663	tsuzumigaura-j@city.suzuka.lg.jp		×	×													×	×	
	創徳中学校	三日市町1803番地の8	382-5205	382-5720	sotoku-j@city.suzuka.lg.jp																		

様式別参考資料

様式 1

3 施設が有する災害リスク

下記のウェブサイトを参考に記入

- ・洪水浸水想定区域【最大浸水深】・高潮浸水想定区域【最大浸水深】・土砂災害警戒区域

<https://experience.arcgis.com/experience/51609a9bc1224e0b90de7e56586cf00f>

- ・鈴鹿川【浸水継続時間】

https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/disaster/river-disaster/inundation/file/suzuka_kouiki3.pdf (鈴鹿川 (国管理))

- ・高潮【浸水継続時間】

<https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/000240368.htm>

- ・雨水出水浸水想定区域 ⇒ ☒ 該当なし
 - ・津波災害警戒区域 ⇒ ☒ 該当なし
- 鈴鹿市は該当校なし

- ・土砂災害警戒区域の分類が不明な場合は、防災危機管理課に確認

様式 2

該当する対象災害のみ記入

様式 4

6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

洪水・高潮・土砂災害	避難先名称
系列施設や他の同種類似施設	
指定緊急避難場所	
近隣の安全な場所	
屋内安全確保	

避難先については
防災危機管理課と要相談

校内の安全な場所でも可

様式 7

自衛水防組織を設置する学校のみ記入

※他様式及び別表、別紙については、記載例を参考に各校の実態に応じて記入

訓練実施結果報告書

施 設 名					
実 施 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実 施 場 所					
想 定 災 害 (該当する□にチェックをする。)	☐ 洪水 ☐ 土砂災害 ☐ 高潮 ☐ 津波 ☐ その他の災害 ()				
訓 練 種 類 ・ 内 容 (該当する□にチェックをする。)	☐ 図上訓練		☐ 情報伝達訓練		
	☐ 避難経路の確認訓練		☐ 立退き避難訓練		
	☐ 垂直避難訓練		☐ 持ち出し品の確認訓練		
	☐ その他 ()				
	(訓練内容を適時自由記載)				
訓 練 参 加 者 ・ 参 加 人 数	教職員 (全員・一部)		名		
	児童・生徒等 (全員・一部)		名		
	その他訓練参加者：保護者等		名		
	地域住民等		名		
	その他 ()		名		
訓 練 実 施 責 任 者	職 氏名				
確 認 事 項	☐ 避難支援に要した人数		名	☐ 避難に要した時間	時間 分
	☐ 避難先や避難経路の安全性				
	その他				
訓練によって確認された課題とその改善方法等					
訓 練 記 録 作 成 者	職 氏名				

1人1台端末等を活用したアンケートについて

1 実施時期 令和7年10月～11月を予定（昨年度 10月21日～11月8日）

2 内容等

（1）鈴鹿市総合計画2031及び教育振興基本計画に係る項目

内容	対象	担当課
1 中学校給食に関するアンケート	全生徒	教育総務課
2 いじめ防止対策、生徒指導、人権教育、安全・安心の学校づくり、日本語教育及び多文化共生教育に関するアンケート	全児童生徒	教育支援課
3 地域とともにある学校づくりに関するアンケート	小学校の全保護者	教育支援課
4 郷土教育及び環境教育に関するアンケート	全児童生徒	教育指導課
5 非認知能力に関するアンケート	4年生以上の全児童生徒	教育指導課

（2）上述以外の項目

6 主体的・対話的で深い学びに関するアンケート	全児童生徒	教育指導課
7 読解力向上ワークシートに関するアンケート	全児童生徒及び全教員	教育指導課
8 読書活動に関するアンケート	4年生以上の全児童生徒	教育指導課
9 長期研修員の研究に関するアンケート	全児童生徒	教育指導課
10 授業改善等に係るアンケート（旧鳴門教育大学連携事業に係るアンケート）	全生徒及び全中学校教員	教育指導課
11 「安心して学べる学校を目指して」アンケート	中学校の全保護者	教育指導課

3 留意事項

（1）本アンケートは、教育指導課で取りまとめて実施します。（教育指導課がグーグルフォームを作成し、そのフォームに回答が一括で集約されるシステムを採用します。）なお、結果については、各校に担当課からフィードバックをします。

（2）上述の実施時期以外や学習系を活用しない（Windows環境で実施等）アンケートについては、別途、依頼します。

（3）10のアンケートについては、1学期末（昨年度 生徒：6月24日～7月29日 教員：6月24日～7月31日）にも、実施します。

つながろう、語り合おう！ 鈴鹿の架け橋プログラム

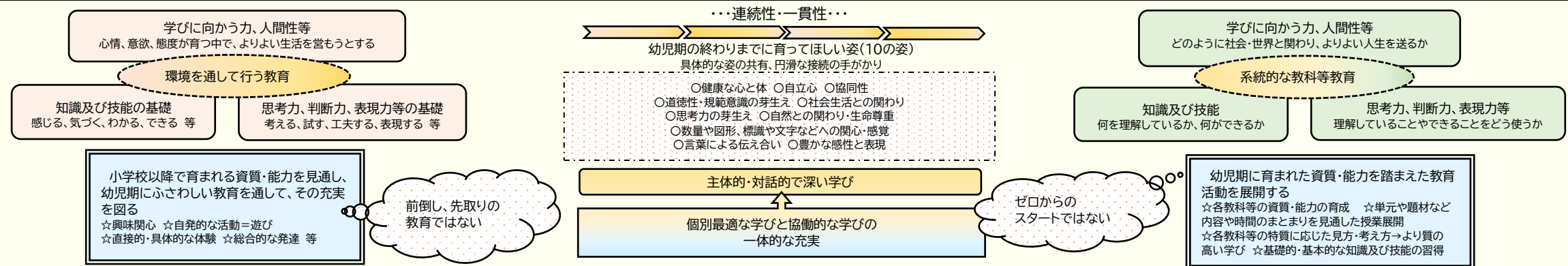
人とつながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども(鈴鹿市教育振興基本計画)

めざすこども像

5歳児
興味関心をもって環境に関わり、感じたことや考えたことを表現する
共通の目的の実現に向けて友達と試行錯誤したり、考えを広げたり深めたりする
見通しをもって生活したり、様々なことに挑戦したりする

小学1年生
小学校生活に慣れ、周囲の友達と関わり合いながら安心して生活する
学ぶ意欲をもち、進んで学習に取り組む

資質・能力の育成

遊びや学びのプロセスを
意識したつながり

指導上の配慮事項

○一人ひとりの幼児の活動を理解する(理解者)
○幼児とともに遊びや生活をつくり出す(共同作業)
○幼児の憧れを形成するモデルとなる
○遊びや課題解決を援助する(援助者)
・受け止める、考えを促す、待つ、仲立ちする 等
○幼児が自発的に関わりたくなる環境を構成する
・時間や空間・もの(教材)の確保・保障、昨日の経験から、人間関係を意識、こどもと一緒に 等

共通の視点
○こども同士の考えをつなぎ、こどもとともに創造する
○多様なこども一人ひとりの可能性や活躍の場を引きだす
集団づくり

幼稚園等では
どうしていた…？

○安心感をもち、新しい人間関係を築けるようにする
・幼児期に親しんできた活動(時間や場の確保)、交流活動 等
○児童の発達の特徴を踏まえて、時間割や学習活動を工夫する
(生活科を中心とした合科的・関連的な指導)
・短い時間を活用した時間割の構成
・具体的な活動(体験)を伴う学習活動
・児童の意欲の高まりを大切に、自らの思いや願いの実現に向けた活動

連携・研修

・保育参観／授業参観
・中学校区合同研修
・研究保育／研究授業
・鈴教研委託校(園)研究発表
・ねらいをもったこどもの交流 等



例えば…
保幼小の先生が、このような
視点で話し合ってみると…

互いの実践に学ぶ …幼児期の遊びを通した学びが、小学校以降の学習にどのようにつながっているか

・遊びの中で資質・能力が一体的に育まれている具体的な姿とは？
・過程を楽しむ幼児の姿とは？
・幼稚園等・小学校それぞれにおける協働的な学びとは？
・幼稚園等・小学校それぞれにおけるこどもの主体的な姿とは？

・特別支援及び国際理解に係る視点は？
集団における学びと個々への支援、視覚支援や話を聞く形態等の工夫、
言語的・文化的背景を踏まえたこども理解と信頼関係の構築、
遊びや生活の中で自然に日本語や生活習慣に触れる姿、
家庭との連携の様子 等

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

音声教材「マルチメディアデイジー教科書」の提供について（依頼）

このたび、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 55 号）」が令和 6 年 7 月 19 日に施行され、障がいのある児童及び生徒のために作成された教科用特定図書等が、日本語に通じない児童及び生徒に提供できることとなりました。

これを踏まえ、本市小中学校における音声教材の使用に係る一括申請をおこなったところ、本申請が承認され音声教材「マルチメディアデイジー教科書」を使用できるようになったことをお知らせします。

については、貴校職員に周知していただくとともに、別添資料に基づき適切に御活用いただきますようお願いいたします。

記

1 提供教科
全教科

2 提供対象

- (1) 障がいのある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒
- (2) (1) に対して学習指導を行う教員やその助言を行う指導主事等

3 送付文書

- (1) 【〇〇小中】ログイン名、パスワード及び「マルチメディアデイジー教科書」の使用方法
- (2) 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律の公布について.zip
- (3) 障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の学習指導を行う教員への教科用特定図書等の提供について.zip

4 その他

使用方法等不明な点は、下の HP を御覧いただくか、事務担当までお問い合わせください。

デイジー教科書再生方法 https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext_player.html

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 鈴村 一将 落合 一臣
TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

マルチメディアデジ教科書提供システム
ブラウザ再生ログイン用QRコード(PDF)発行

学校種別	学校名	用途	ログイン名	パスワード	QR画像
小学校	鈴鹿市立 学校	校内用			
「マルチメディアデジ教科書」の使用方法 ○ 学習系で操作してください。 ① 右の「校内用」の「QR画像」をChromebookで読み取ります。 ② 下のページが表示されます。各教科書をクリックすると音声教材が使用できます。  * 「QR画像」が読み取れない場合は、https://mpf.jsrpd.jp/を開き、「ログイン名」及び「パスワード」を入力してください。 * 授業等で活用する場合は「校内用」を御使用ください。 * 各学年用は、児童生徒が自宅等学校外で使用する際に御使用ください。		小学1年用			
		小学2年用			
		小学3年用			
		小学4年用			
		小学5年用			
		小学6年用			

不登校の未然防止は、“早寝早起き朝ごはん”の取組から！

1 「早寝早起き朝ごはん」は、効果あり！

- 充実した学校生活は、心と体の健康が基盤となる。心と体の健康を整えることがストレス耐性を生み出し、不登校の未然防止となる。
- 「適切な睡眠時間」、「バランスのよい食生活」、そして「規則正しい生活リズム」が自律神経を整え、ストレスに負けないストレス耐性を生み出す。

2 睡眠は、“心の疲れ、体の疲れ”を取り除く働きがある

- 睡眠は、心身の疲労を回復させる働きがある。

- ・寝る時間、起きる時間、食事の時間を毎日ほぼ同じ時刻にすることが大切。睡眠のリズム、食事のリズムが、心の安定を生みレジリエンスを高める。
- ・睡眠の少なさが心身の疲れを生み、不登校につながっているという報告がある。

- 必要な睡眠時間の目安は、“１０・９・８”。

小学校：低学年＝９～１０時間 高学年＝９時間 中学生：８時間

- 睡眠は、体や脳を成長させる働きがある。

- ・脳には記憶を司る海馬という“知識の工場”がある。睡眠中に活性化し、昼間学習したこと、経験したことを知識として蓄積する働きがある。
- ・睡眠が不足している子どもたちは、不足していない子どもたちにくらべ海馬が小さいことが知られている

※睡眠不足気味の子どもは、心身に不調をきたすだけではない
睡眠が足りている子どもにくらべ、
「メンタルヘルスに問題が出やすい」、「問題行動が多くなりやすい」
「認知能力が低くなりがち」等の傾向がある

3 食事で体がつくられ、意欲・集中力が高められる

- 特に朝食が大切。心を安定させ、意欲・集中力を生み出す脳内ホルモンのセロトニンは、バランスよく朝食をとることでつくられる。
- セロトニンは、夜、睡眠ホルモンのメラトニンに変わる。
- 甘いもの(砂糖、加糖飲料等)を過剰に摂取することで、うつ病等メンタル疾患が引き起こされることが明らかになっている。

多文化共生教育の充実に向けた取組について

1. 多文化共生教育の必要性

- ・外国人児童生徒等のアイデンティティの形成→さまざまなルーツをもつ自分に自信や誇りをもてるように
- ・多様な文化に触れあう→国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成
- ・キャリア教育の一環として→自分のロールモデルになるような人と出会う

→学校において、日本人を含む全ての児童生徒が、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を進めることが重要。

→外国人児童生徒等の在籍状況にかかわらず、全校での取組をお願いしたい。

2. 多文化共生教育を行う上で大切な視点

①日常の取組にする

さまざまな場面でいろいろな国の文化や考え方に触れることが大切。教科との学習と関連付けて学習をすると、さまざまな学習場面で多文化共生教育を行うことができる。単発的な授業ではなく、日々の教科学習や仲間づくりにつながるような取組をお願いしたい。

<実践例>

1年 生活「昔のあそび」

昔のあそびを体験するとともに、世界のあそびも体験してみる。

2年 道徳「おせちのひみつ」

クラスの外国人児童等に1月1日に食べるものなどを聞いてみる。

3年 国語「すがたをかえる大豆」

日本以外の大豆料理・大豆をつかった調味料などを知る。

5年 社会「米作り」

自分たちが作った米の試食とともに、タイ米と比べて見たり食べたりしてみる。

②系統的な取組にする

学年間で学びがつながるような取組にすることが大切。

<例>小学校の例

低学年・・・人(クラスのなかま、国際教室の先生、保護者、地域の方、ALT など)にたくさん出会う、関わる

例：国際教室ではどんな勉強をするか知ろう・ALTの先生とあそぼう など

中学年・・・日本の文化、他国の文化を知る

例：じぶんの町の学習をすることで、地域で生活する外国の人々がどのように生活をしているかを知り、みんなが住みやすい町を考える。

校区にある外国語の看板や、多国籍のお店を通して地域に住んでいる外国の人々について知る。

高学年・・・社会を知り、行動する

例：鈴鹿市の多文化共生に向けた取組を知り、自分たちができることを考える。

市内に生活する外国の人たちの思い、外国の人たちを支えている人たちの思いを知り、自分たちができることを考える。

③外国人児童生徒等が輝ける取組にする

多文化共生教育の取組をする際に、クラスのこどもが活躍できる場、クラスの外国人児童生徒のことについて知ることができる時間にする。

<例>

- ・国際教室ではどんな勉強をしているかを知る際に、実際にクラスのこどもが学習している様子を動画にして見せる。
- ・クラスのこどもが日本語を一生懸命勉強している理由を、その子を書いた作文を通して知る。
- ・世界のお米料理を調べる際に、クラスのこどもから教えてもらう。
- ・多言語版の案内を作る際に、クラスのこどもに言葉を教えてもらう。

④キャリア教育の視点を入れた取組にする

児童生徒にとってロールモデルとなるような方と出会わせることが大切。

<例>

外国人教育指導助手やALT、市役所、国際交流協会で働く方、高校や大学に通っている生徒 など

⑤実際に先生が様々な文化に触れる

児童生徒に様々な文化に触れさせるためには、まずは先生が知ることが大切。校内研修等で講師を呼び、多文化を知る機会をつくる。

<例>

外国人教育指導助手やALT、市役所や国際交流協会で働く方、地域のお店で働く方、県の国際交流員、JICA海外協力隊のOBなどに様々な文化を教えてもらう。

3. 多文化共生教育の実践例

Chromebook「鈴鹿市教育委員会事務局特設サイト」内の「日本語教育サイト」に令和3年度～令和6年度の多文化共生教育実践 EXPO の実践集、各校の取組を掲載しています。また、本年度の貴校の取組についてもご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

「危険箇所点検」の実施について

- 1 実施期間 小学校： 令和7年5月26日（月）～6月13日（金）
 中学校： 令和7年6月23日（月）～7月18日（金）
 ＊学校の実情に応じて期間中に実施してください。

2 実施手順

<各小学校>

- (1) 各小学校に、昨年度報告された「危険箇所の一覧表」を送付します。
- (2) 一覧表に示されている箇所で、現時点までに改善された箇所については朱書き見え消し（一本線）で示してください。
- (3) 新たに危険が認められる箇所について、一覧表へ記入してください。

＊ (2)、(3)の内容については、実際に現地を確認したり、学校運営協議会や見守りボランティア、PTA等の方々から御意見をいただいたりして点検を実施してください。
 ＊ 一覧表には、中学校から報告された危険箇所も含まれています。

- (4) 新たに記載した箇所については、場所が特定できる地図を添付してください。
 ＊ 住宅地図、HP上の地図など地図の種類は問いません。
- (5) 一覧表や地図等を教育支援課に提出してください。（6月13日締め切り）

<各中学校>

- (1) 小学校から報告された危険箇所の一覧表を送付しますので、中学校として危険箇所に加える必要がある箇所を一覧表に記入し、教育支援課へ報告してください。
 （7月18日締め切り）

3 危険箇所点検の項目

- ① 昨年度、2回以上不審者情報が寄せられた箇所
- ② 雨天時に増水や冠水などで児童生徒の登下校に危険のある箇所
- ③ その他、児童生徒の登下校で大変憂慮される状況が見られる箇所
- ④ 児童が立ち入ることができる空き家や廃屋
- ⑤ 自転車の左側走行で危険が認められる箇所（中学校のみ調査）

※ 点検に際しては、「交通安全」「防犯」「防災」の観点で実施いただきますようお願いいたします。

4 各学校に送付する一覧表（例）について

＊昨年度、提出いただいた表を参考として送付いたします。

＊ゼンリン地図のページは、教育支援課所有のゼンリン地図に準じています。

防災行政無線を活用した不審者対応について

- 1 趣旨 平成23年3月に導入された「防災行政無線（デジタル）」を使用し、不審者や登下校時における犯罪など、全小中学校に対して緊急を要する一斉連絡が必要な場合に備えるとともに、初動体制や機器の取り扱い方法の確認を兼ねた「防災行政無線（デジタル）活用訓練」を実施する。
- 2 実施日時 令和7年6月16日（月） 11時 訓練放送一斉通話
※10時50分（訓練10分前）に訓練予告放送を一斉通話します。
- 3 対象校 「防災行政無線（デジタル）」を備える市内全小中学校
- 4 訓練内容
(1) 教育支援課の遠隔制御装置から各学校の半固定電話へ、不審者による事件発生
の緊急連絡をする。

「不審者による事件発生を想定した緊急連絡」

◎訓練放送の内容（例）

「訓練。訓練。」

本日、午前8時10分頃、〇〇中学校（校区の中学校と想定）付近で、登校中の児童が車で連れ去られそうになるという事案が発生しました。犯人は車に乗って逃走中。犯人の特徴は、

[illegible]

各校、〇〇〇〇〇〇を確認し、報告してください。

また、児童生徒の下校時の安全確保をお願いします。

◇同じ内容を、再度繰り返します。

以上、「訓練」による緊急連絡でした。

- (2) 各小中学校は、緊急連絡を受けた後の初動体制について図上訓練を実施する。
- ① 連絡を聞いた職員は、メモを取り管理職へ報告する。
 - ② 管理職は、担当職員を交え児童生徒への対応を指示する。
 - ③ パトロール隊、自治会、学童保育、幼稚園など情報伝達先を確認する。訓練のため、パトロール隊等への実際の伝達はしない。
- (3) 各小中学校は、初動体制の確認を終えたら、教育支援課へ児童の対応内容についてメールで連絡する。
- (4) 全ての小中学校からのメールを確認後、教育支援課から防災行政無線により訓練終了の連絡をします。

「防災無線（デジタル）活用訓練」実施フローチャート

◆訓練実施日 令和7年6月16日（月）

10時50分 訓練「予告」放送 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

11時00分 「訓練放送」 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

<各学校> 「訓練放送」受信
ただちに、初動体制について図上訓練を開始
①連絡を聞いた職員は、メモを取り管理職へ報告
②管理職は、担当職員を交え児童生徒への対応を指示
③パトロール隊、自治会、学童保育、幼稚園など情報伝達先を確認
*訓練のため、パトロール隊等への実際の伝達は行わない。

<各学校> 初動体制確認後、ただちに対応内容をメールで報告

◇小中学校 → 「教育支援課」に報告

◇全小中学校から対応内容を確認後、訓練終了の連絡
教育支援課 → 全小中学校
*「防災無線」で連絡

令和7年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について

1 目的

児童生徒が人権に関する作文を綴る活動を通して、自分自身や仲間のことを見つめ直す機会としたり、身近にある人権問題に気づき、解決に向けて行動する実践的な力をはぐくむ機会としたりする。さらに、作成した人権作文集を人権学習の教材として活用していくことにより、人権課題を共有し、ともに差別をなくしていこうとする仲間づくりをめざす。

2 対象 小学校は3年生以上、中学校は全学年

3 応募について

(1) 作文内容

- ① 社会にある人権侵害の事実や差別に立ち向かうたくましい人々、支え合う仲間などの姿を見つめたもの。
- ② 新聞、テレビ等のニュースや文学作品等で知った人権侵害の事実、人権を守ろうとしている人々の活動を見つめたもの。
- ③ 各校園の人権教育活動や人権学習を通じて考えたこと、気づいたことなどが表れているもの。

(2) 応募原稿

- ① 400字詰め原稿用紙（A4サイズ）を原則とする。
- ② 字数目安

学 年		字 数
小 学 生	3・4年	600字（原稿用紙1枚半）程度
	5・6年	1,000字（原稿用紙2枚半）程度
中 学 生		1,200字（原稿用紙2枚半～3枚半程度）

(3) その他

- ① 作品は、該当学年の学級数をめどに応募してください。
- ② 学校から提出する段階で、誤字脱字や段落分け等について、作者（児童生徒）と確認して修正しておいてください。
- ③ 学校でとりまとめ、（様式1）「応募一覧表」を添えて、A4サイズにコピーした作文（文字が鮮明であること）を教育支援課に提出してください。返却は致しません。ご了承ください。
- ④ コピーした作品には、題名・学校名・学年・名前を明記し、右上をホッチキスで留めてください。（紛失防止のため）

※ chromebookを活用して作成したものを印刷し、提出していただくことも可能です。

提出の締切 令和7年9月5日（金）

4 鈴鹿市人権作文集について

(1) 掲載する作品〔代表作品〕の選考について

- ・人権作文集には、各学年5点程度（全体として35点程度）の代表作品を掲載します。
- ・代表作品の選出は、選考会を開催したうえで決定します。
- ・選考結果については、各校に通知します。（9月下旬を予定）

(2) 人権作文集の原稿について

- ・文中で登場する人物については、仮名を使用してください。
- ・学校を通じて、作者及び保護者の掲載承諾をお願いします。

(3) 人権作文集の配付について

- ・代表作品のデータは、鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトへ掲載する予定です。（年度末を予定）

5 人権作文集の活用状況調査について

- (1) 本年度の作文作成時での人権学習調査と昨年度の人権作文集の活用状況調査を行うことで、各校における人権作文を活用した人権学習の実態を把握します。

※ (様式2)「鈴鹿市人権作文集」活用状況調査表を提出してください。

提出の締切 令和7年9月5日(金)

- (2) 昨年度、学校や学級の課題にあった人権学習の題材として活用した作品について、報告をお願いします。

※ 作文を活用した実践事例（人権学習指導案等）があれば、提出してください。

6 その他

- ・代表作品の中からさらに3点を選出し、市広報「広報すずか12月号」にて掲載するとともに、『じんけんフェスタinすずか』（12/6、12/7）で朗読発表を行う予定です。

令和7年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について

1 目的

基本的人権に対する意識の高揚と、一人ひとりの人権が大切にされる学校や社会づくりに向け、小中学校で人権問題啓発のためのポスター制作に取り組むことにより、児童生徒の差別を許さない人権を尊重する態度の育成を図るとともに、ポスターを活用することにより人権啓発を推進する。

2 取組

◇校内の人権教育の取組の一環として、次のことに取り組む。

- ・学級における身近な人権課題や個別的な人権問題についての話し合い活動等を行い、差別を許さない仲間づくりや学校づくり、社会づくりにつなげる。
- ・人権尊重に向けた思いを発信していく取組として、ポスター制作の活動を位置づける。
- ・こどもたちの思いが十分に表現され、人権の大切さを訴えるオリジナリティーあふれる作品をめざす。

3 ポスター作成及び提出について

(1) 対象 市内小・中学校の児童生徒

(2) 表現内容

【小学校】

◆下記の様子の中に、差別を許さない仲間や学校が表現されているもの

- ・友だちと楽しく遊んでいる様子を表した絵
- ・仲間と一緒に活動している絵
- ・その他、学校生活の中で、明るく楽しい様子を表した絵

【中学校】

◆下記の主題を強く印象づけるもの

- ・差別を許さず、なくそうとする心
- ・人権を尊重することの大切さ
- ・支え合い、助け合う仲間
- ・みんなが大切にされる明るい学校・社会

(3) 条件

▼自作未発表のものに限る。

・四つ切り画用紙で縦がき

・標語の有無、色の種類、色の数などは、自由（企業名等固有名詞は不可）

(4) 提出内容

- ① 各校の提出点数は、学級数をめどに提出してください。
- ② 提出作品の裏面右下には、学校名・学年・名前（ふりがな）・題名を明記した応募作品個票（様式C）を貼付してください。
※（様式C）は必要数分をコピーして使用してください。
- ③ 学校で作品を取りまとめ、所定の応募作品一覧表（様式A）と応募作品集計表（様式B）を添えて、教育支援課へ提出してください。

提出の締切 令和7年9月5日(金)

4 ポスター作品等の選考について

- ◆応募された作品の中から、ポスター作品(2点)・カレンダー作品(12点)・入選作品(50点程度)を選考する。

○ポスター作品

- ・令和7年度の代表作品として、小学生1点・中学生1点をポスターとして印刷し、人権問題啓発のため各校や市内公共施設等に配付する。

○カレンダー作品

- ・カレンダー作品として12点を選考し、カレンダーを作成して各小中学校へ学級数分を配付する。

○入選作品

- ・各学年から5点程度を入選作品として選考し、ポスター作品やカレンダー作品とともに、市庁舎内の市民ギャラリーや「じんけんフェスタinすずか」にて展示予定。

※ポスター作品・カレンダー作品に選考された児童生徒には、作品に込めた 思いについてコメントの提出を依頼することがあります。

5 その他

- ◆三重県人権センターが募集する『2025年度「人権」に関するポスター』は、後日案内が届きますのでご確認ください。

「デジタル交通安全かるた」および「デジタル自転車かるた」について

本田技研工業株式会社 様より、交通安全普及活動の一環として、教育ツール「デジタル交通安全かるた」をご提供いただいております。今年度は、小学校高学年、中学校向けに「デジタル自転車かるた」を提供いただきました。こちらも準備ができ次第、教育支援課サイトにアップいたします。

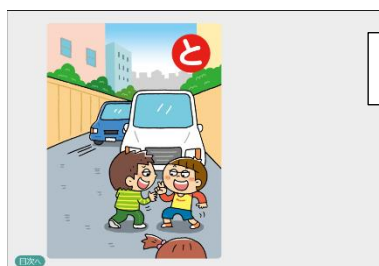
昨年度も、市内小中学生による交通事故が多く発生しており、交通安全指導の重要性が一層高まっています。つきましては、各校におかれましても、本ツールを交通安全指導の取組として、ぜひご活用いただきますようお願いいたします。

<鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトのポータルサイト>

「教育支援課」をクリック ⇒ 「デジタル交通安全かるた」をクリック ⇒ スライドショー

絵札を選びクリックすることにより下記のように①～③の順でアニメーションが動く

①一文字と絵から読み札を推測



②読み札の言葉をみんなで確認



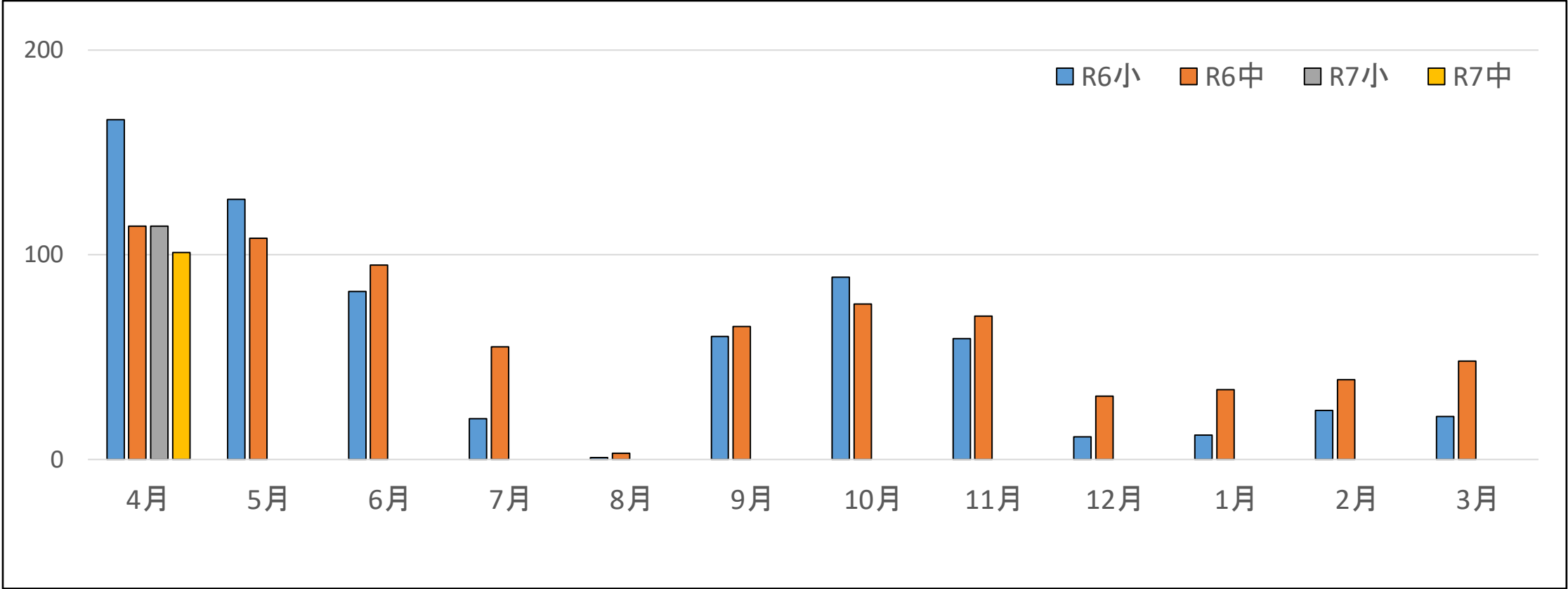
③絵の行動の良し悪しを確認



学校における働き方改革

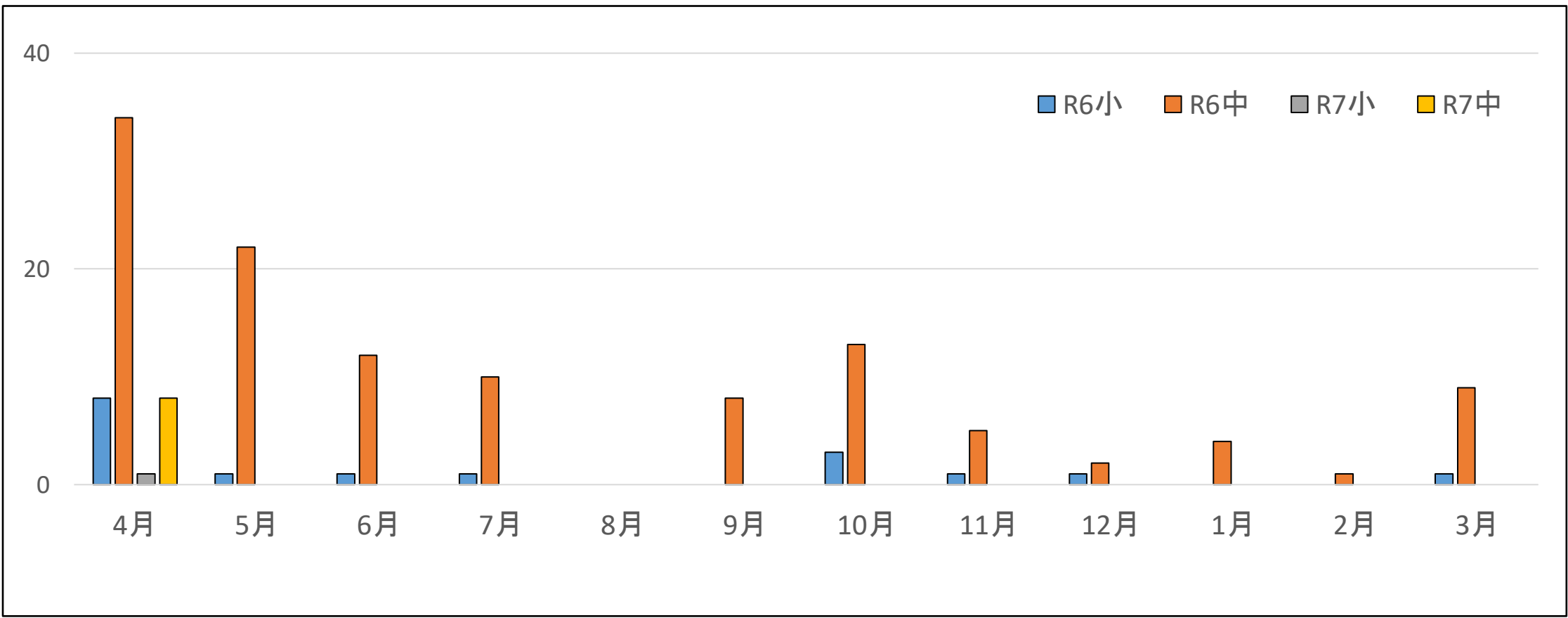
1 時間外労働の状況

(1) 月45時間以上80時間未満の教職員数 (単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R6小	166	127	82	20	1	60	89	59	11	12	24	21	672
R6中	114	108	95	55	3	65	76	70	31	34	39	48	738
R7小	114												114
R7中	101												101

(2) 月80時間以上の教職員数 (単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R6小	8	1	1	1	0	0	3	1	1	0	0	1	17
R6中	34	22	12	10	0	8	13	5	2	4	1	9	120
R7小	1												1
R7中	8												8

2 R6上半期（4～9月）45時間を超える教職員の主な要因

「令和6年度上半期学校における働き方改革の推進に係る取組状況について」(令和6年12月26日付 三重県教育委員会)より

(1)主な要因

要因	具体的要因	小学校	中学校
学校運営関係 (時間割、行事の見直しなど)	学校行事	12.4%	16.8%
	調査報告	8.6%	5.9%
	学級運営	34.2%	26.3%
	分掌業務	41.0%	48.8%
	その他	3.8%	2.2%
学習指導関係 (教材研究、学習保障のための補習など)	教材研究・授業準備	91.7%	64.2%
	テスト作成・採点業務	6.8%	33.0%
	課外授業・補習授業	0.4%	0.3%
	その他	1.1%	2.5%
児童生徒の生活指導等関係 (含不登校対応)	不登校への対応	17.2%	21.9%
	問題行動への対応	36.5%	37.9%
	家庭訪問	12.2%	14.0%
	保護者対応	30.7%	25.1%
	その他	3.4%	1.2%
部活動指導関係	平日の部活動	0.0%	5.6%
	休日の部活動	0.0%	93.0%
	その他	0.0%	1.5%

(2)課題と改善策

「令和6年度上半期学校における働き方改革の推進に係る取組状況」調査の結果から
⇒小学校においては、1「教材研究・授業準備」、2「分掌業務」、3「問題行動への対応」
⇒中学校においては、1「休日の部活動」、2「教材研究・授業準備」、3「分掌業務」
が主な要因となっている。

5月からは…

- ◆ 教材研究・授業準備
 - 日々の授業や公開授業に向けた研究や準備に時間を割かなければならない時期に入る。
→＜改善策＞
 - ✓事前に終了時刻を決めて会議を開き、限られた時間の中で取り組む。
 - ✓これまで蓄積されている教材に改善を加え、活用する。
 - ✓指導案の作成等を授業者に任せるのではなく、学年・教科で協力し、取り組む。
- ◆ 分掌業務
 - 学校行事などの立案・提案・実施の必要な時期に入る。
→＜改善策＞
 - ✓昨年度の反省をもとに、改善点を明らかにした上で、提案する。
 - ✓検討する会議を実施する前にあらかじめ資料を配付し、会議の時間を縮減する。
 - ✓処理に時間のかかる分掌については複数体制をとったり、分業したりしながら、業務にかかる1人あたりの時間を削減する。
- ◆ 問題行動への対応
 - 1人で抱え込んでしまう場合がある。
→＜改善策＞
 - ✓声を掛け合い、場合によっては複数体制で対応にあたる。
 - ✓必要に応じて、関係機関との連携を図る。

産業医の活用について

現在鈴鹿市教育委員会では、教職員が心身ともに健康を維持しながら、より意欲的に職務に取り組める職場づくりを進めています。医学的な立場から教職員の健康保持増進や職場環境の改善などについて助言してもらうため、医師会から推薦のあった6名の医師に産業医として担当していただいています。

つきましては、産業医にかかる下記の職務をご了知いただくとともに、具体的な活用例を参考に、産業医を活用したより良い職場づくりを進めていただきますようお願いします。

記

1 産業医に委嘱契約した職務と具体的な活用例について

(1)健康診断結果に基づく措置

- ・健康診断結果やストレスチェックにおける高ストレス者等に対する面接指導、その結果に基づく医療機関への受診勧奨や保健指導
- ・当該教職員の働き方に関する管理職への進言

(2)作業環境の管理と改善

- ・作業環境（照度、温湿度、換気、障害物等）についての指導助言

(3)作業の管理

- ・教職員の業務内容や業務耐性についての指導助言

(4)上記以外の健康管理に関すること

- ・健康維持増進や交通安全に関する指導助言

(5)健康教育、健康相談

- ・健康に配慮する職場の風土づくりに関する啓発指導、生活習慣病予防に関する指導、職場におけるメンタルヘルス研修の実施

(6)衛生教育

- ・事故やケガの発生を防ぐために必要な知識や技術、心構えなどの安全教育、職業病の発生を防ぐため、もしくは心身の健康状態を保つために必要な知識や方法などの衛生教育についての指導助言

(7)健康障害の原因調査、再発防止の措置

- ・長時間労働者に対する助言や面接指導
- ・業務中のケガ、精神疾患等による病気の原因調査や、その結果に基づく医療機関への受診勧奨、保健指導、再発防止に関する教職員または、管理職への指導助言

(8)少なくとも月一回の労働安全衛生委員会設置校の職場巡視

- ・学校を巡視し、設備・作業環境、作業方法、健康管理（長時間労働対策等）などを把握し、教職員の健康障害を防止するための指導助言

2 産業医の活用について ※今後、必ず実施していただきたいこと。

【すべての事業所】

※令和7年度から学校（園）長は、過重労働（月80時間を超える時間外労働）教職員に対して、産業医の面接指導を受けさせなければならない。

【50人未満の事業所】

・担当産業医の活用

※前期（4月～9月）、後期（10月～3月）それぞれの期間に1回以上、担当産業医（別紙「令和7年度産業医担当分担体制」参照）を活用する。

※日程調整は、各学校で行う。なお、複数校の設定日が同じ月に偏ることがないように、産業医に候補日を複数提示してください。

※依頼する業務内容については、前項「1 産業医に委嘱契約した職務と具体的な活用例について」を参照し、各学校の実情に応じて依頼してください。

※産業医への相談や助言を受ける方法は、面談（学校または医療機関）、オンライン、電話、メールなどが想定されます。

【50人以上の事業所】労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の遵守

・産業医業務日誌への記録

※【様式1】令和6年度（〇〇学校）産業医業務日誌を参照（令和6年11月22日付鈴教学第1723号「産業医の活用について」参照）

※産業医に業務を依頼した際、産業医業務日誌へ記録し、3年間学校に保管する。

※年2回（9月末、3月末）、日誌（写し）を学校教育課教職員G（吉岡）へ提出する。

・毎月1回以上の労働安全衛生委員会の開催及び議事録の作成

※事項書と共に議事録を作成し、3年間学校に保管する。

※産業医の出席が難しい場合、学校長が議事録を産業医のもとへ持参し面談することも可。

・毎月1回以上の職場巡視及び職場巡視結果報告書の作成

※チェックリスト、産業医による職場巡視結果記録報告書、職場巡視結果報告書（衛生管理者用）を参照（令和6年11月22日付鈴教学第1723号「産業医の活用について」参照）

※産業医が職場巡視する際に、職場巡視チェックリストにより評価を得て、職場巡視結果報告書に指摘事項等をまとめ記録する。

※産業医の職場巡視は、衛生管理者が日常的に職場巡視の状況を産業医へ報告を行ってれば、2カ月に1回程度でも可。（産業医へ報告する職場巡視記録は必要）

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員グループ 吉岡
--

令和7年度 産業医担当分担体制

第1G		第2G		第3G		第4G		第5G		第6G	
令和7年度職員数		令和7年度職員数		令和7年度職員数		令和7年度職員数		令和7年度職員数		令和7年度職員数	
鈴峰中	21	創徳中	46	神戸中	49	大木中	25	白子中	61	天栄中	32
白鳥中	27	平田野中	29					千代崎中	38	鼓ヶ浦中	27
椿小	12	牧田小	26	神戸小	42	玉垣小	52	白子小	28	合川小	11
鈴西小	14	旭が丘小	53	河曲小	30	桜島小	40	鼓ヶ浦小	13	天名小	12
深伊沢小	12	庄野小	16	石薬師小	18	長太小	21	愛宕小	23	栄小	13
庄内小	13	明生小	21	清和小	19	箕田小	16	若松小	18	郡山小	14
加佐登小	19	井田川小	13	一ノ宮小	32	飯野小	43			稲生小	41
										国府小	22
		旭が丘幼	8	神戸幼	4	玉垣幼	6			国府幼	6
						飯野幼	3				
調理場	78										
事業場	人数	事業場	人数	事業場	人数	事業場	人数	事業場	人数	事業場	人数
8	196	8	212	7	194	8	206	6	181	9	178

浜中健二 先生

鈴鹿メンタルヘルス
クリニック

家田幸一 先生

家田クリニック

萩原正芳 先生

すずかこころの
クリニック萩原内科

水口正人 先生

水口内科クリニック

富田 昌孝 先生

富田内科

川西正芳 先生

サンクリニック太陽の街